

平成25年
第177号
5月15日

芦屋町議会だより



～ 鯉のぼりくぐり ～

大きく立派に成長して欲しいという願いを込めて
= 5月2日 芦屋保育園にて

もくじ

- ☐ 議会人事 P 2 ~
- ☐ 3月定例会 P 4 ~
- ☐ 町政を問う P 6 ~
- ☐ 議決結果他 P 16

第

2

回

臨時会

33代議長に横尾氏、

副議長に松上氏を選出



議長 横尾 志 (71歳 5期目)



副議長 松上 宏 (74歳 4期目)

第2回臨時会が、平成25年4月8日に1日限りの会期で開催されました。この臨時会で、申し合わせによる2年に一度の議長選挙などが行われました。議長選挙の結果、横尾議員が最多得票で議長に当選し、副議長には松上議員が指名推選により当選しました。各委員会等の委員については、次のとおり決定しました。

議会広報常任委員会 始動！

第1回定例会（3月）において、「芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例」が満場一致で可決され、議会広報常任委員会を設置することになりました。そのメンバーが、第2回臨時会で以下のとおり決定しました。

議会広報常任委員会の委員は6人で、委員会の中では次の4つの事項が話し合われます。

- 1. 町議会だよりの編集及び発行に関する事項
2. 町議会のホームページの管理及び運用に関する事項
3. 議会放映の管理及び運用に関する事項
4. その他町議会の広報に関する事項

今後は、議会広報常任委員会で議会だよりを作成し、よりわかりやすく、親しみやすい議会だよりを目指します。

- 委員長 川上 誠 一年
副委員長 内海 猛
委員 益田 美恵子
委員 辻本 一夫
委員 田島 憲道
委員 貝掛 俊之



議会広報常任委員会の様子

民生文教常任委員会

所管事項：住民課、福祉課、環境住宅課、地域づくり課、学校教育課、生涯学習課および病院の所管に関する事項



副委員長
内海 猛年
(62歳 1期目)



委員長
小田 武人
(69歳 2期目)



副委員長
田島 憲道
(44歳 2期目)



委員長
辻本 一夫
(64歳 2期目)



委員
松上 宏幸
(74歳 4期目)



委員
益田 美恵子
(72歳 6期目)



委員
横尾 武志
(71歳 5期目)



委員
中西 定美
(78歳 7期目)



委員
今井 保利
(63歳 3期目)



委員
川上 誠一
(59歳 4期目)



委員
刀根 正幸
(67歳 1期目)



委員
妹川 征男
(68歳 1期目)



委員
貝掛 俊之
(42歳 2期目)

総務財政常任委員会

所管事項：企画政策課、財政課、総務課、税務課、都市整備課、競艇管理課、競艇事業課、会計課、監査および議会事務局の所管に関する事項

貝掛 俊之

監査委員

内海 猛年

農業委員

川上 誠一

福岡県介護保険
広域連合協議会議員

小田 武人
今井 保利
中西 定美

遠賀・中間地域広域
行政事務組合協議会議員

委員長 益田 美恵子
副委員長 今井 保利
委員 小田 武人
委員 辻本 一夫
委員 田島 憲道
委員 妹川 征男

議会運営委員会

3月

定例会

第1回定例会が、平成25年3月6日から19日まで14日間の会期で開催されました。条例、新年度予算など43議案が上程され、次のとおり議決されました。

主な議案

条例

芦屋町特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定

政府の地方公務員に対する国家公務員に準じた給与等の引き下げ要求を受け、常勤特別職の給料月額を平成25年度に限り、10%を減額するものです。

(可決 満場一致)

芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定

国の退職手当改正を踏まえ、芦屋町においても基本額に乗じる調整率を段階的に引下げるとともに、退職理由及び勤続年数に関わらず適用させるものです。

(可決 賛成多数)

芦屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合、芦屋町対策本部を設置し、対応に当たるものです。

(可決 満場一致)

芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定

登記簿記載事項については、土地課税台帳及び家屋課税台帳とも、有料で閲覧に際することができるものです。

(可決 満場一致)

芦屋町環境審議会設置条例の制定

芦屋町の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するための審議会を設置するものです。

(可決 満場一致)

芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

公営住宅法の一部改正に伴い、整備基準及び収入基準について、条例で定めることとなったため改めるものです。

(可決 満場一致)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることから、関係条例中の障害者自立支援法に関する規定を改めるとともに、所要の規定の整理を行うものです。

(可決 満場一致)

芦屋町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定

子育て支援センターの管理運営に、平成26年4月から指定管理者制度を導入することから、指定管理に関する条項を追加するものです。

(可決 賛成多数)

芦屋町人権教育・啓発推進会議設置条例の制定

人権教育及び人権啓発の総合

的かつ効果的な推進を図るものです。

(可決 賛成多数)

芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定

対象年齢を6年生までに拡大するものです。

(可決 満場一致)

芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

新たに議会広報常任委員会を設置し、議会だよりの編集及び発行等に関する事務を行うとともに常任委員会の任期を4年から2年に改めるものです。

(可決 満場一致)

予算

平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出それぞれ2億1300万円の増額補正です。

歳入Ⅱ特定防衛施設周辺整備調整交付金や町税、地方消費税交付金を増額措置したほか、市町村振興協会交付金や福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う返還金を計上しています。

歳出Ⅱ国保会計繰出金や病院事業会計3条負担金を増額措置した

ほか、乳幼児・子ども医療費助成事業基金や職員退職基金、財政調整基金への元金積立金を増額計上しています。

(可決 満場一致)

平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出それぞれ1億500万円の増額補正です。

歳入Ⅱ国の大型補正に伴う社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金、過疎債等を計上しています。

歳出Ⅱ芦屋東小学校トイレ改修事業のほか、緑ヶ丘団地11棟、12棟屋上改修事業や道路照明灯点検調査委託を措置しています。

(可決 満場一致)

平成25年度芦屋町一般会計予算

予算総額 58億3000万円
前年度比1.7%増

歳入Ⅱ町税12億円(前年度とほぼ同額)、地方交付税を19億6000万円(前年度比1億円増)で措置しています。

また、給食センター新築事業に伴う土地購入費として、土地開発基金からの繰入金を予定しているほか、町債については、臨時財政対策債と過疎債で4億3000万円の借入を予定しています。

歳出Ⅱ総務費関係では、大君ご

み処理場跡地調査委託や戸籍システム改修等業務委託、参議院議員通常総選挙費を計上しています。

民生・衛生費関係では、芦屋町環境基本計画策定業務委託や太陽光発電システム設置補助金のほか、航空機騒音調査業務委託を計上しています。なお、10月から開設を予定しています障がい児の放課後等デイサービス事業のため、芦屋小学校で児童デイサービス施設改修工事を計画しています。

農林水産・商工費関係では、水田農業担い手機械導入支援事業補助金や柏原漁港周辺産業・観光整備実施設計委託のほか、マリントラスあしやのリニューアル事業に伴う国民宿舎特別会計繰出金を計上しています。

土木費関係では、橋梁長寿命化工事実施設計委託を措置するほか、タウンバスのはまゆう団地までの延長に伴う経費や緑ヶ丘団地4棟エレベーター設置実施設計委託を計上しています。

教育費関係では、引き続き、芦屋型小中一貫教育・連携事業や学力向上のためのイブニングスタデイ経費を計上したほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、芦屋中学校の屋内運動場防水工事のほか、各社会教育施設や社会体育施設のトイレ改修工事を計上しています。

(可決 賛成多数)

請願

平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における芦屋町長提出の意見書取り下げ及び不採択等の意見書を求める請願

隣接地権者3名より、平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における、芦屋町長の推薦意見書を直ちに取り下げることなどを求める請願です。

(不採択 賛成少数)

意見書

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

国に対し、「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策に関して、早急に対策を講ずるよう要望する意見書です。

(可決 満場一致)

県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

福岡県に対し、住宅リフォーム助成制度の創設を要望する意見書です。

(可決 満場一致)

その他

住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議

芦屋町に対して、地元中小建設業者等の仕事を確保し、地域経済を活性化するとともに町民の住宅リフォームへの需要に応えるために、住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものです。

(否決 賛成少数)

第1回臨時会

第1回臨時会が2月4日に1日限りの会期で開催されました。条例の制定など2議案が上程され、次のとおり議決されました。

条例

芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定

北九州市営バスの一部路線廃止に伴い、芦屋タウンバスの運行区間の延伸と、料金改定などを行うものです。

(可決 満場一致)

町政を問う

一般質問

質問者と内容

- **妹川 征男 議員**
 1. 特別養護老人ホーム 80 床
- **今井 保利 議員**
 1. 競艇事業
 2. 病院事業
- **川上 誠一 議員**
 1. 町立芦屋中央病院
 2. 高齢者肺炎球菌ワクチンおよびロタウイルス感染症ワクチンに対する助成
- **内海 猛年 議員**
 1. 犬のふん害対策
 2. 微小粒子状物質 PM2.5 への対応
- **益田 美恵子 議員**
 1. 障害者自立支援法
 2. 障害者虐待防止法
- **刀根 正幸 議員**
 1. 芦屋町におけるゴミの資源化
 2. 芦屋町における将来人口

妹川 征男 議員

特別養護老人ホーム 80 床

Q 県の審査結果が不採択であったが、そのことを地主に説明しないのか

A 広報誌、ホームページで皆さんにお知らせする

妹川 平成25年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者協議要項の留意事項に「隣接地権者の

範囲等で不明な点は福祉課へご確認ください」とあるにもかかわらず、昨年12月14日、地主たちが、自分たちは隣接地権者ではないのかと副町長に説明を求めようとしたが、許認可権は県にあるので県へ行くようにと面会を断られ、福祉課長からも同じように言われたが、なぜか。

副町長 介護保険法で特別養護老人ホームの指定権限は県にあるため、県の審査の段階で町がいろいろなことを説明するのは不相当との考え

から、県の審査に委ねたもの。

妹川 町は「県の平成24年度高齢者福祉施設等の整備方針で、市町村においては協議施設の整備を計画している者と十分な協議を行い、適切に審査することと示されている」と回答している。ということは、町に審査権が与えられているのではないのか。

建設予定地の中の、3箇所が分筆されているという字図を知ったのはいつか。

福祉課長 11月9日に書類が提出され、協議書に字図が添付されていた。

妹川 12月定例会の一般質問での答弁では、通学路の安全対策のためにA社は分筆したと言っていたが、反対している地主の隣接部分のみが分筆されている。この点について疑問に思わなかったのか。

福祉課長 分筆は町が関与して実施するものではなく、民と民の間で行われるもの。土地の所有者がみずからの判断により行うもので、町は意見を言うような立場にない。

妹川 なぜ不採択になったのか知っているか。

福祉課長 福岡県からは25年度の整備対象としないという文書を受け取っている。理由については福岡県に確認したが、理由は公表しないということではわからない。

妹川 県に聞いたところ、現地を確認し総合的に審査した結果、近隣地権者の強い反対があり、整備の対象にしないとされた。課長が言うような、県に全てを責任転嫁するような発言は、地主たちに対して失礼ではないか。今でもそれが正しいと思っているのか。

福祉課長 町にとつては裁量の余地がない、整備方針に示されたことに対して、一つ一つ福岡県と確認しながら淡々と事務を進めてきた結果である。

妹川 では、隣接地権者の範囲というものはどこを指しているのか。敷地の全面、横面、背

福祉課長 隣接地については、事前にどこが隣接地に当たるのか、24年度の早い段階から県に

確認している。

妹川 申請予定者に対して、隣接地権者というものは建設予定地360度のところに同意をもらうよう指導するのではないのか。

福祉課長 隣接地権者、隣接地については、福岡県を相手に訴訟が起こされており、裁判への影響が懸念されるため、議会での答弁は差し控えてもらう。

妹川 M社は自治区の同意書が取れていないという理由から応募書類の受理を行わず、A社は隣接地権者の同意書がそろってないのに受理したのはなぜか。

福祉課長 隣接地の特定等は福岡県の指導により確認を行い、その上で受理したものです。

妹川 県は同一名義人が分筆していることを知りながら同意書を認めるということか。

福祉課長 その点については、答える立場ではない。

妹川 協議要項の留意事項には、「応募事業者が町民の疑惑や不振を招くような行為をしたと町長が認める場合は失格とします。」となつていますが、隣接地権者の同意書ではなく、なりすましの同意書が出ている。それは留意事項に反するもので当然失格である。地主に直接会つて確認はしなかつたのか。

福祉課長 11月26日に同意書を提出した隣接地権者から、同意を撤回し建設に不同意とする書面が届いたときには、既に協議書は広域連合会に提出していた。県は、締め切り後の協議書は一切受け付けないということであったので、これら不同意に関する書面については、県の審査の段階で確認していくとなった。

妹川 施設整備に関する地主の同意書の中に、



町内にある特別養護老人ホーム「まつかぜ荘」

住所が大字芦屋となつているものがあつた。大字芦屋は粟屋・大城のことではないか。きちんと審査点検したのか。

福祉課長 この同意書は事業者が提出するもので、同意書を作る際に、大字山鹿とすべきところを大字芦屋と印字してしまつたということであつたので、事務上のミスと判断したものです。

妹川 地主は文書偽造ではないかと思つている。こういうことを点検できなかったところに、服務規則、職務専念義務違反ではないかと思つている。

またここは昭和37年から39年にたびたび鉦害復旧工事を行つており、そこに4階建ての建物

が建てば、3〜4年もすれば土地が軟弱のため地盤が沈下し、恐らくひびが入るだろう。建たなくてよかつたと複数の人から聞いた。そういうことを私は懸念している。

副町長 どこにどういふ建物を建て、責任持つて運営するかは事業者の責任。

またこの地域については、農地法の関係で農振地域から外れており、農業以外の利用に供することができるよう、農業委員会も判断しており、芦屋町における都市計画上の考え方に基づいたもので特に問題はないと考えている。

妹川 町が直接現地を見て隣接地権者に確認すれば足りることであり、何ら手間暇のかかる難しいことではなかつたはずだ。

また、生活権を奪われる恐れのある住民に対し、町が面会や説明を拒否する行為は、憲法で保障されている知る権利を奪うことになり、町が調査や説明、情報提供もせず、住民の理解、賛同も得ず、しかも県に責任転嫁をする行為は、地方公務員法に規定する職務専念義務に反していると考えられる。

今井 保利議員

競艇事業

Q 148億円の投下資本は回収できないのか

A 内部留保金は10年間で47億円の見込み。起債償還が完了すれば、さらに確保できる

今井 約10年前に148億円くらいの資金を

投入して、新しい建物や観客席をつくり、事業をスタートしたが、ここ10年間の投下資本に対する回収はどのような状況なのか。

競艇事業局次長 平成22年度から単独施行となり、現金支出の伴わない費用である減価償却費を内部留保できる環境となった。現在は内部留保金の一部を起債償還に充てているが、24年度決算見込みでは、基金や引当金などを含む内部留保金が留保できる状況となっている。

今井 内部留保金の総額及びここ10年間で一般会計に繰り出したお金はどのぐらいになっているのか。また、今後10年間も含めるといくらになるのか。

競艇事業局次長 内部留保金は、24年度決算見込みで約35億円となる見込み。一般会計への繰出金は平成22年度が2000万円、23年度が2億円、24年度も2億円繰り出す予定。

今後10年間については、24年度以降33年度まで一般会計へ毎年2億円ずつ繰り出し、10年間で20億円。内部留保については、基金として毎年1億円ずつ積み立て、基金、現金預金、合わせて47億円の留保ができると見込んでいる。

今井 一般会計に2億円ずつ繰り出せているから非常に寄与していると言われるが、投下資本に対する回収から見ると大きく不足しており、20年間かけても、その投下資本は回収できない事業と判断していいのか。

競艇事業局次長 設備投資にあたり約40億円程度の起債をしており、現在この起債償還をまだ毎年行っている状況。この起債償還に減価償却費の内部留保金の一部を充てており、向こう10年間でその起債償還がほぼ完了する。そうなる、それ以降については、起債償還に充てる必要が

なくなり、留保金がさらに確保できる。

今井 町民のお金を投下して、20年かけてもその投下資本に追いつかない現状であるということだけは、議員も含めた皆さん方に認識していただきたい。利益を大きく生んできた昔と違ってきているボート事業というものを今後どのように考えるのか。

競艇事業局次長 お客様あつてのレース場。常にお客様のニーズを的確に捉えて、売り上げ向上策に取り組みながら安定的な経営を目指しており、財政計画の内容は十分期待できるものと考えている。

今井 今のままのボート事業だけをやっていても回収はできない。もう一度原点に戻って、



芦屋競艇場の外向発売所「アシ夢テラス」からレース観戦の様子

ボート事業を価値あるものにするには、どのような付加価値をつけるのか、もう一つ何か加えて、ボートも存続できるという計画をつくっていただきたい。

病院事業

Q 基本計画について、どのように考えているのか

A 素案ができ上がる9月ごろに説明を行い、皆さんの意見をもらいたい

今井 今日までの経緯について説明を。

病院長 これからますます高齢化が進む中、医療の必要性は高まるが、芦屋町には5つの内科系診療所しかない。町内で唯一の入院施設を持ち、高齢者医療に必要な多くの診療科を持つ町立病院は、公正公平な医療を提供し続け、町民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することが使命と考える。

しかし町立病院は開設から37年が経過しており、老朽化について抜本的な対策が必要となっていることから、病院事業検討委員会等が設置され、町に答申や報告がなされた。

これらを受けた町は、町立病院の移転建て替えの方針を決定。広報でもお知らせし、住民説明会も開催した。説明会での意見は、これから策定する新病院の基本計画に反映させていきたい。

今井 基本計画についての考えは。

病院長 本年9月ごろには一定の素案ができ上がる予定。素案ができ上がった段階で説明を行い、意見をもらいたい。基本計画の最終的な策

定は、今年の12月までに終了する予定。

今井 議会にも町民にもきちんと説明し、遅滞ない相互理解をお願いする。

次に、地方独立行政法人化が最も望ましいとの答申があったが、独立行政法人に移行する目的やメリットは何か。

病院長 医師の確保はもちろんのこと、医療を取り巻く状況の変化に対応するスピードが重要。そのためにも病院に権限があり、あらゆる面で意思決定が機動的かつ柔軟に行える地方独立行政法人への移行が最も望ましいと考える。

なお、地方独立行政法人化を行っても、病院は町の保有ということに変更はなく、経営に關して病院に権限が一部譲られるということ。

早ければ平成27年度から、遅くても平成28年度には地方独立行政法人へ移行することが望ましいと考えている。

今井 民間移譲などの考えはあるのか。

病院長 北九州医療圏の中では病床の制限があり、新規に病床をふやすことができないため、医療法人等が一つの手法として町立病院の137床の病床の権利を目的として参入してくる可能性がある。町立病院の病床を失う可能性を秘めている民間への譲渡や指定管理者というものは、町立病院の経営形態としては望ましくないと考える。

今井 ポートと同じように病院にも内部留保金があるが、どのぐらいあるのか。また、建て替えには借入金もあると思うが、いくらになるのか。

病院長 平成25年1月末で約29億3000万円の現金を保有しているが、退職引当金や修繕引当金などが十分に積み立てられておらず、建て

替えの資金や高額医療機器の購入を考えると必ずしも潤沢とは言えない。

病院建設に関わる金額は、41億6600万円の予定。財源は、過疎債と病院事業債。このうち国からの助成が20億8300万円。残りの20億8300万円のうち、町との協議により、病院が返済する金額は16億6000万円の予定。

今井 自治体病院なので国から交付税が、一般会計を通して補助金として入ると思うが現状は。

病院長 病院があることによって町に国から入る普通交付税措置額は、約1億2000万円から3000万円程度と聞いている。

実際の町から病院事業への繰入金は、平成16年度から平成22年度までの当初予算ベースで毎年6000万円、平成23年度からは9000万円となっており、普通交付税措置限度額まで病院事業に繰り入れてもらえるよう、今後も町当局との調整を続けていきたい。

今井 町民の医療体制を守るためにも、補助金については全額を措置するよう執行部にお願

川上 誠一 議員

町立荻屋中央病院

Q 独立行政法人化ではなく、町直営の地方公営企業法全部適用がいいのではない

A いろいろな意味で迅速に判断できる独立行政法人のほう

川上 自治体病院の使命とは。

病院事務長 自治体病院は地域に不足している

医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命とする。

川上 荻屋町立中央病院の開設の理念は。

病院事務長 地域住民に信頼される病院、地域医療機関に信頼される病院、職員に信頼される病院の3つの理念のもとに開設以来、地域医療の確保に努めている。

川上 経営形態検討委員会の答申では、中央病院の経営形態として独立行政法人が最も適しているとしているが、その理由は。

病院事務長 新病院の医療機能を実現するために、医療従事者等の確保が重要であり、そのための待遇の改善が必要である。

そのためには、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による総合的な経済改善の期待が大きいため、自立性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましい。

川上 給与構造を見直すとしているが、具体的にはどうするのか。

病院事務長 地方独立行政法人法の中で、社会一般の情勢に適合したものの、職員の勤務成績が考慮されているものでなければならぬとある。

職員の勤務成績を考慮するために人事評価制度を導入し、能力・成果主義を取り入れた適正な評価を行って給与に反映させることで、職員のモチベーションの向上を図ることができ

川上 職員の身分、労働条件は。

病院事務長 地方独立行政法人に移行すると、その法人の職員となり公務員ではなくなる。

労働条件についても、地方独立行政法人が独自に定めた給与表、休暇、ボーナス、その他各種手当等によるものとなる。いずれにしても、地方独立行政法人法に定められた社会一般の情勢に適合したものとならなければならないため、逸脱したものにはならない。

川上 議会や住民のチェックが後退するのではないか。

病院事務長 地方独立行政法人法により、業務内容の公表を行うことを通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするように努めなければならず、地方独立行政法人の設立については、議会の議決を経て定款を定め、福岡県知事の認可を受けなければならない。

また、町は、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、町が設置した地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。ほかにも、地方独立行政法人法により、事業報告及び決算の監査などが公開される。

川上 自治体病院の使命や町立病院の開設の理念を考えると、地方公営企業会計の全部適用がいいのではないか。また、病院長は民間移譲や指定管理者には大変な問題があり、行わないということを明確に言われたが、町長としてはどのように考えているのか。

町長 今の時点では地方独立行政法人が最適であろうという方向性が出されただけで、決定したわけではない。

基本計画というものを1年間かけてつくり、中間答申が出たら、まず議会の皆さんに説明し、住民にも説明し意見をもらおう。皆さんとともに存続について、町民のための病院であるという



建て替えが検討されている町立芦屋中央病院

意識づけの中で今後も進めていく。

川上 調査特別委員会の報告の中で、「町立芦屋中央病院が地域の病院として将来にわたって地域に本来に必要な医療を提供し、同時に、地域の医療体制の中で、貴重な137床を町民のために保持しながら町民の安心安全を守る最後のとりでとして医療を提供していかれることを大切に願う」とある。ぜひこの方向を守ってもらいたい。

では次に、健診事業は拡充されるのか。

病院事務長 特定健診やがん検診を引き続き実施し、企業健診等の実施を強化、拡大していく。

川上 建て替え費用が43億円と試算されており、また防災拠点病院としての役割や環境問題、

エネルギー問題なども考え、太陽光発電など自然エネルギーの導入は考えていないのか。

病院事務長 防災対策と省エネルギーの融合を図った病院建設を考える中で、再生可能エネルギーの活用は十分検討していかねなければならぬが、設備のコストが高いことや安定供給が難しい等の諸問題もあることから慎重な検討が必要である。

高齢者肺炎球菌ワクチンおよびロタウイルス感染症ワクチンに対する助成

Q ワクチンで予防または軽症にできるため、補助制度を行うべきではないか

A 国・県のワクチンに対する評価や動向を注視しながら必要性について見きわめていきたい

川上 日本人の死因第4位の肺炎。亡くなる人の95%は65歳以上で、肺に細菌やウイルスが入る肺炎球菌が原因とされている。

また、生後6カ月から2歳の乳児が多くかかるロタウイルスは、5歳までにほとんどの子どもが感染すると言われ、ノロウイルスよりも重症化し、院内感染や家庭内感染によるリスクが高い急性胃腸炎として恐れられている。

この肺炎球菌もロタウイルスもワクチンで予防または軽症にできるため、補助制度を行うべきではないか。

住民課長 現在、福岡県内においては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に対して11市町村が助成を行っており、助成内容としては70歳から75歳の方を対象に6000円から8000円の予防接種費用に対して3000円ぐらいの助成を行っているが、ロタウイルス予防ワクチンは、県内

において公費助成を行っている市町村はない。今後、国・県のワクチンに対する評価や動向を注視しながら必要性について見きわめていきたい。

川上 医療費が増大し、国保会計が拡張する中、予防保健事業を推進し、医療費を抑えることが求められている。未来を担う子どもたちの命を守り、予防保健事業を推進する上でも重要な施策だと思うが、町長はどのように考えているのか。

町長 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、高齢者の肺炎を予防し健康を守ることにより医療費の削減にもつながると考えている。

またロタウイルスワクチンについても、有効なワクチンであるということは認識している。双方のワクチン接種に係る町の助成については、十分調査研究を行った上で方向性を決定していく。

内海 猛年議員

犬のふん害対策

Q 自治区単位等で、犬のしつけ教室のようなモラルを守る研修会をしてはどうか

A 地区衛生組織での検討を行っていき

内海 全国的にも犬のふん放置が衛生上、環境上大きな問題となっている。これは、飼い主のモラルの問題であるが、このモラルを期待しても、なかなか犬のふん放置はなくなるのが現状。快適な生活環境を保持し、清潔で美

い町づくりを推進する上でも、行政は犬のふん害防止に向けて積極的に取り組む必要がある。

そこで、過去3カ年の飼い犬の登録件数および苦情件数は。

環境住宅課長 平成22年度は704頭、そのうち438頭が予防接種済み。苦情に関しては町長への手紙が1件。23年度は711頭、そのうち412頭が予防接種済み。苦情等の件数は町長への手紙を含めて2件。平成24年度現在は714頭、そのうち405頭が予防接種済み。町長への手紙を含めた苦情等は5件。

内海 登録件数と予防接種の数が300件ぐらい違っているようだが、この原因は何か。

環境住宅課長 飼い犬には生まれてから必ず1回は登録するように義務づけられているが、転居や犬が死亡したときの届け出はほとんど見受けられない。

また、登録件数に対して60%ほどが予防接種を受けているが、残りの40%は予防接種を受けていない犬もいると思うが、登録をしただけで実際にはもう転居していないとか、死亡していないといった実態との差と考える。

内海 芦屋町飼犬条例の第1条には、狂犬病の予防と登録を行いなさいと明記している。また、狂犬病予防法第27条では、狂犬病の予防を受けなければ20万円以下の罰金を課するとも明記している。300件も違うというのはいかがなものか。できるだけ正しい数字を把握してほしい。

次に、犬のふんは乾燥しにくいことから、人畜共通感染症という人体に悪い影響を与えるため、ふんを長く放置するのは良くない。定期的な巡回等を行って処理してもらいたいですが、行政

はどのような取り組みを行っているのか。

環境住宅課長 清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とした芦屋町環境美化に関する条例に基づいて対応。看板の設置をするなど、飼い主に対して啓発することが主な取り組みとなっている。

内海 ふんを片づけたり監視する上でも、自治区とのかかわりが出てくるのではないか。そこで、自治区または校区単位で、飼い主を集めてしつけ教室のようなモラルを守る研修会をしてはどうか。

環境住宅課長 行政だけでは限界がある。

町内のクリーンキャンペーン等を主催している芦屋町地区衛生組織に、今後は清潔で美しい



散歩の時は飼い主がふんを持ち帰るため「うんちバッグ」を持参

町づくりを目指すことを目的として活動を行おうと提案している中で、その中でマナーアップの講習会等もあわせた検討を行っていききたい。

内海 学校でも子どもたちにふん害の話し合いをさせ、その話題を家庭に持ち帰らせれば家庭内での波及効果も生まれる。また、多くの自治体で取り組まれているイエローカード作戦というものもある。ぜひ検討してもらいたい。

では、独立したふん害防止に関する条例の制定の予定はないか。

環境住宅課長 環境美化条例及び飼犬条例も含めて、ふん害防止に関する条例について検討する。

微小粒子状物質PM2.5への対応

Q PM2.5についての住民に対する周知方法は

A 町のホームページで、県の大気情報をリンクしている

内海 中国大陸から黄砂が飛来する3月から5月には、黄砂によって運ばれたPM2.5の濃度が高くなり、健康への影響が懸念される。この大気汚染の原因物質の一つである微小粒子状物質PM2.5が人体に及ぼす影響はどのようなものか。

環境住宅課長 PM2.5の粒子は非常に小さく、髪の毛の太さの約30分の1程度と言われている。このため肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患、肺がんのリスク上昇が懸念されている。

また、健康影響が出現する可能性が高くなる

と予想される濃度水準として、注意喚起のために暫定的な指針となる値を1日平均値70マイクログラムと定められているが、今後、新たな知見やデータの蓄積等を踏まえて必要に応じて見直しを行うとされている。

内海 情報収集と住民に対する周知方法は。

環境住宅課長 町としては、具体的な周知方法や対処について、国等からの指示を待っている状況だが、町のホームページにおいて、県の大気情報をリンクしている。

内海 私が心配しているのは、いかに早く町民に情報を流せるかということ。インターネットをつないでいる人は町のホームページから情報を得ることができ、つながっていない人は厳しい。

2013年04月16日 微小粒子状物質(PM2.5)
(環境基準:年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、日平均)

時間	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時
若尾観測所	12	12	16	15	19	20	27	31	32	34	欠測				
戸畑観測所	12	14	17	18	21	29	36	36	40	欠測					
北九州	12	15	16	12	18	22	25	29	29	30					
西本町観測所	16	17	16	19	21	23	29	27	29	30					
松ヶ江観測所	14	11	15	12	12	15	15	16	19	19					
市役所	15	15	16	20	19	26	32	34	34	36					
高橋	15	14	14	20	22	25	28	31	32	33					

大気汚染状況が掲載されている福岡県のホームページ

昨年、見直された芦屋町地区防災計画の中の情報の収集伝達で、高化学オキシダントの伝達方法が明示されている。これによると、県から芦屋町の環境住宅課に連絡があり、総務課、教育委員会へと連絡されるようになっていた。高化学オキシダントとPM2.5は若干異なるが、これに沿った形での巡視は行われるのか。

環境住宅課長 県に確認したところ、高化学オキシダントも環境基準値の2倍になったときに注意報を発令するため、PM2.5も国の環境基準35マイクログラムの2倍になった70マイクログラムを超えたときには、恐らくこの高化学オキシダントと同じような考え方で注意報が出るだろうという見解だった。

内海 役場のPM2.5の窓口はどこになるのか。

環境住宅課長 PM2.5の情報収集や啓発に関しては環境住宅課で行う。

内海 町民が安心して生活できるように、正確な情報収集に努め、早くわかりやすい情報を伝え、住民が心配しないような形での対応をお願いする。

益田 美恵子 議員

障害者自立支援法

Q 見直された障がい者の範囲とは

A 新たに指定された130種の難病患者が追加された

益田 平成25年4月1日から障害者自立支援



みどり園ふれあいもちつき大会 (平成 24.12.15)

法が障害者総合支援法と改正されるが、その改正の目的と基本理念とは。

福祉課長 地域社会の共生の実現に向けて、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的に法が改正されるもので、障害者福祉サービスにかかわる給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うと規定された。

基本理念には①すべての国民が障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重されるもの、②すべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。③可能な限り、身近な場所において、必要な支援を受けら

れること、④社会参加の機会の確保、⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において、他の人々と共生することを妨げられないこと、⑥障がい者であるがゆえに隔てられているものを除去すること。以上の6項目が新たに創設された。

益田 地域生活支援事業に対する芦屋町の取り組みは。

福祉課長 介護給付や訓練給付など障害福祉サービスとは別に、障がいの地域での生活を支える事業で、具体的には、みどり園に委託している相談生活支援事業、ストマ用具などの日常生活用具給付事業、移動支援や手話通訳派遣事業などがある。

益田 対象となる障害者手帳や療育手帳を持つている人はどのくらいいるのか。

福祉課長 23年度データで身体障害者手帳643人、療育手帳(知的障がい者)103人、精神障害者保健福祉手帳87人の合計833人。

益田 障がいの者の範囲の見直しがあったと聞いているが。

福祉課長 今までは、身体障害者福祉法に基づく身体障がい者、知的障害者福祉法による知的障がい者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者が対象範囲だったが、本年4月からは、新たに指定された130種の難病患者も追加された。代表的ものとして、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、関節リュウマチなどがある。

益田 障害者総合支援法では、障がいの者の自立支援協議会の設置を求められているが。

福祉課長 障がい者支援の困難な事例を解決するため、本年4月から遠賀中間地域障害者支援

協議会が発足する。

益田 障害者雇用促進法改正案のポイントは。

福祉課長 障がいの者の就業機会の拡大を目的に、障がいの者の法定雇用率が引き上げられるとともに、その雇用率に精神障がい者を加える改正が行われた。

今後は関係課で協議を重ねた上で町としての方針を決定していくことになる。

益田 芦屋町の障がい者雇用率、目標値、雇用人数は。

総務課長 現在、行政の雇用率目標値は2.1%だが実際は1.74%で、人数換算すると2人となっている。4月からは目標値が2.3%に引き上げられ、人数換算すると3人となり、目標値をクリアするためには、あと1人雇用しないとけない状況。

益田 今は健常者でもリストラにあうなど大変難しい。それでも一般民間企業においても雇用率アップが課せられ、それに向かって努力をしなければならぬ。公共団体である芦屋町が率先して目標に達成していくように努力をお願いする。

障害者虐待防止法

Q 障がい者虐待の通報窓口は24時間体制ということだが、どこに連絡するのか

A 夜中でも役場に連絡を

益田 平成24年10月1日に施行された障害者虐待防止法の施策の目的、定義、概要とは。

福祉課長 障害者虐待防止法の目的は、障がい

者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利・利益を擁護するもの。

障がい者の定義は、身体、知的、精神障がい、その他の心身の機能障害があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもので、障害者手帳や療育手帳などの所有の有無は問わない。

なお、障害者虐待防止法にある対象は18歳以上で、18歳未満の障がい児は児童虐待防止法、高齢者関係施設の入所者に関しては65歳未満を含めて高齢者虐待防止法が適用される。

また、障がい者虐待とは、①身体的虐待、②ネグレクト（養護者が適切な食事や衣類を与えないなどの虐待）、③心理的虐待（言葉の暴力や無視、自尊心を踏みにじる行為）、④性的虐待、⑤障がい者の財産を不当に搾取するなどの経済的虐待をいう。

益田 通報窓口は24時間体制ということだが、どこに連絡をするのか。また町民への周知は行ったのか。

福祉課長 虐待の通報は、夜中でも役場に連絡があれば担当課に連絡があり、係員まで招集して対応する。

周知については、広報誌やホームページ、区長会や民生委員協議会にも知らせている。

益田 障がい者の支援には、職員の資質向上などが求められるが、今後はどのような対策を講じるのか。

福祉課長 障がい者の事業所などが主催する研修などに積極的に参加し、職員の資質向上に取り組んでいく。

益田 家庭での虐待も深刻。障がいのある子

の世話に家族がストレスを募らせ、意に反して虐待をしてしまうこともあると聞く。身近な人が不自然さを感じ取り、防止法に基づき通報すれば、そうした家族を助けることにもなるのではないか。町民の私たちも障がい者を守るための一助になるように勉強していかなければいけない。

また、通報や相談窓口となる自治体は、調査や保護の権限を持つ責任は極めて重たいと自覚すべき。適切に対応する人材の育成も不可欠で、研修にも力を入れる必要がある。防止法の実効性をどう確保するか、国も自治体も知恵を絞らなければならない。

刀根 正幸 議員

芦屋町におけるゴミの資源化

Q 福岡県大木町のような資源の再利用とエコ行政の推進をどう思うか

A 下水道普及率99・9%の芦屋町と、資源の再利用を行う大木町では、それぞれに一長一短がある

刀根 大木町におけるもったいない行政の取り組みをどう思うか。

環境住宅課長 大木町では生ごみを大川市の清掃センターで焼却し、し尿は海洋投棄により処理していたが、平成19年2月から廃棄物等の海洋投棄が禁止されることを受け、生ごみやし尿等の処理のため循環センターを建設した。

この循環センターでは、生ごみとし尿、浄化槽汚泥を資源として発酵させることによりエネルギーと有機肥料に変え、エネルギーは施設内

の電力に、有機肥料については町内の畑や田んぼにまいて、そこでできた農産物を学校給食や家庭に供給する。そこから出る生ごみを資源として、また発酵させるという循環のまちづくりができあがっており、ごみの再資源化を地域住民と行政の連携・協働により大変進んだ取り組みとなっている。

刀根 大木町のような資源の再利用とエコ行政の推進が、地区環境の向上と財政負担の軽減につながると思うがどうか。

環境住宅課長 芦屋町では、快適な生活環境を守るため、公共用水域の水質保全を目的に下水道事業に取り組み、現在普及率は99・9%となっている。

芦屋町の下水道事業は、きれいな水にして川や海に流れ込む汚濁物質を減少させることが目的で、大木町の場合は、生ごみやし尿等をエネルギーと有機肥料に変え、それらを再利用することが目的となっており、取り組みの目的が異なっている。

また大木町は、合併処理浄化槽の普及率が23年度末で69%。残る約30%の生活廃水等は、町の面積の約14%を占める掘割（水路）に流れ、この掘割の水質悪化が環境保全上の課題となっているとも聞いている。

これらのことを考えると、下水道普及率99・9%の芦屋町と、生ごみ・し尿等を活用する大木町の環境行政には、それぞれに一長一短がある。

刀根 芦屋町では、下水を処理する際に発生する汚泥の処理をどうしているのか。

都市整備課長 下水の汚泥は汚泥処理業者へ搬出し、セメント原料として委託処分している。

なお、消化タンクから発生するメタンガスなどを使ったエネルギーの導入についても検討中。

刀根 大木町では生成過程で出てくる中水を無料で街路樹や畑に散布しており、同時に出てくる汚泥は畑の肥料として使用している。

資源の再利用については時間がかかると思うが、今後も研究し、一番効率的な行政といった視点で進めてほしい。

芦屋町における将来人口

Q 自治区のあり方に対して、町はどのような形で対応するのか

A 区が主体の自由な活動に、区長会などとともに連携、連携してやっていく

刀根 町の活性化に深くかかわる10年後の人口をどう見るか。

企画政策課長 第5次総合振興計画の中で将来人口について、日本の総人口そのものが減少しており、芦屋町における将来人口推計でも平成32年では1万3700人と予想されている。このため、町有地の有効活用や子育て、教育環境の充実などに取り組み、定住促進に努めることで人口減少を抑制していく必要がある。

このような考えで、総合振興計画の施策の推進を前提に、平成32年の目標人口を1万4300人に設定。25年度は、教育力ナンバーワンの町を目指すための小学校4年生までの35人学級。安心して子育てができる環境づくりのための子育て支援センターの利用拡大。学童クラブの対象児童を6年生まで拡大する子育て支援。また、



役場1階エレベーター前に設置されている自治区加入促進の特設コーナー

定住化を促進し活力あるまちづくりを推進するため、町内に戸建て住宅を取得した人に奨励金を交付する事業の新設。太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する人に対し、補助金を交付する制度も新設するなどの施策に取り組んでいく。

刀根 少子高齢化社会における福祉対策についてどのように考えているのか。

福祉課長 昨年3月に策定した高齢者福祉計画で今後の取り組みと方向性を示しているが、課題としては、公的なサービスだけでは福祉対策は十分でない。言いかえれば、高齢者支援には地縁、ボランティア、あるいは企業等の支援が

必要になってくるといふ現状にある。そこでこの対策の1つが地域福祉計画を策定し、そこで示された取り組みを進めることである。

地域福祉計画は、子どもや障がい者に限らず全ての人がお互いに人権を尊重しながら、お互い支える人、支えられる人が協力しあつて、誰もが住みなれた地域で暮らせるような地域社会づくりを進めようとするもの。

刀根 自治区活性化に向けた対策についてはどのように考えているのか。

地域づくり課長 ①転入者に対する地区加入のお願いチラシ等の配付、②自治区未加入者にも参加を呼びかけ、地域での交流の機会をふやし、地域コミュニティの醸成や新規加入を促進、③地域コミュニティの基礎となる近所付き合いにについて考える、まちづくり講演会を3月20日に開催、④地域を元気にする標語・川柳・ポスター等を募集し、自治区活動の機運を高めている、⑤行政と区長会が連携し、転入者の多い3月末から4月初めにかけて、庁舎内に自治区活動の紹介や加入促進を呼びかける特設コーナーを設置し、加入促進を図る。

このような自治区活動活性化のためのさまざまな事業を継続的に行い、安心安全で暮らしやすい自治区を築いていくことが重要だと考える。

刀根 今の自治区のあり方、それに対してどのような形で対応していくのか。

副町長 自治区の活動は、区が主体の自由な活動であり、その自由な活動の中でいろいろな考え方が出てくると思われる。できるだけその方向性を自治区や区長会とともに行政が連携、連携してやっていかなければならないと考える。

※質問の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています。詳しくは、芦屋町ホームページをご覧ください。

議決結果表

平成25年第1回定例会 議決結果

議案番号	議案名	議決結果	状況
議案第3号	芦屋町特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第4号	芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定	原案可決	賛成多数
議案第5号	芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定	原案可決	賛成多数
議案第6号	芦屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	原案可決	満場一致
議案第7号	芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第8号	芦屋町観光まちづくりビジョン策定委員会設置条例を廃止する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第9号	芦屋町環境審議会設置条例の制定	原案可決	満場一致
議案第10号	芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第11号	芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第12号	芦屋町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第14号	芦屋町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	賛成多数
議案第15号	芦屋町道路標識の寸法に関する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第16号	芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第17号	河川道路敷地及び町有土地水面使用料及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第18号	芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第19号	芦屋町人権教育・啓発推進会議設置条例の制定	原案可決	賛成多数
議案第20号	芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第21号	芦屋町立芦屋釜の里基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定	原案可決	満場一致
議案第22号	平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）	原案可決	満場一致
議案第23号	平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	満場一致
議案第24号	平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	満場一致
議案第25号	平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	原案可決	満場一致
議案第26号	平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第3号）	原案可決	満場一致
議案第27号	平成24年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）	原案可決	賛成多数
議案第28号	平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	満場一致
議案第29号	平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	満場一致
議案第30号	平成25年度芦屋町一般会計予算	原案可決	賛成多数
議案第31号	平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計予算	原案可決	満場一致
議案第32号	平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第33号	平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計予算	原案可決	満場一致
議案第34号	平成25年度芦屋町給食センター特別会計予算	原案可決	満場一致
議案第35号	平成25年度芦屋町訪問看護特別会計予算	原案可決	満場一致
議案第36号	平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算	原案可決	満場一致
議案第37号	平成25年度芦屋町病院事業会計予算	原案可決	満場一致
議案第38号	平成25年度芦屋町公共下水道事業会計予算	原案可決	満場一致
議案第39号	平成24年度芦屋町公共下水道事業会計資本剰余金の処分	原案可決	満場一致
請願第1号	平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における芦屋町長提出の意見書取り下げ及び不採択等の意見書を求める請願	不採択	賛成少数
発議第1号	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書	原案可決	満場一致
発議第2号	県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書	原案可決	満場一致
発議第3号	住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議	原案否決	賛成少数
議案第40号	平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）	原案可決	満場一致
発委第1号	芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	満場一致

※平成25年第1回臨時会および第2回臨時会の議決結果については、ホームページをご覧ください。

議員控多

育児休暇明けに議会事務局に戻って来ましたS・Yです。どうぞよろしくお願ひします。育児休暇でしばらくお休みしていることが変わっていて、毎度しばらくは浦島太郎状態です。パソコの立ち上げから、伝票事務、議会だよりの編集など、記憶をたどりながら毎日手探りの状態です。その中でも、私にとつて一番大きな変化は、議会広報常任委員会が設置されたことです。今まで、事務局で作っていた議会だよりを広報委員会主導で作成することになります。そのため、どんな紙面構成にするか、町民が知りたい情報は何かなど、調査、検討することが山ほどあります。よりよい議会だよりに生まれ変わるよう、委員会で協議し、出来ることから取り組む予定です。ご期待ください。それとは別に、今号から表紙がカラーになりました。写真の撮りがいもあります。どうか一目瞭然なので、シャッターチャンス逃さず、がんばります！(S・Y)